

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう 連続座談会ニュース

第102号

板橋マンション管理組合ネットワーク

テーマは 「管理組合の監査 罰則もあり？」(成島講師)

理事及び監事は総会で選任する

これが各管理組合で順守されているのでしょうか？

総会では、理事も監事もひっくるめて〇名選任しておいて、後日開かれる理事会において役職（監事も含めて）を決定する。

このようなやり方を採用している管理組合もあるのではないのでしょうか。

本来は、理事と監事の役割の違い（理事は業務の執行機関、監事は業務と会計の監査機関）を考慮すれば、組合員の意思が直接反映される総会にて、それぞれ別に選出されたほうが望ましいですね。

▲平成23年版標準管理規約では、

第35条3項⇒理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。

▲平成28年版標準管理規約では、

第35条3項⇒理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事のうちから、理事会で選任する。

このように改正されていますが、いまだに互選、と思っている方が多いです。（細かいことですが）

会計監査と業務監査

会計監査は当然にやりますが、業務監査はどうでしょうか？

総会で監事が会計については報告しますが、業務について報告をするのはあまり聞いたことがありませんね～。

選出

たくさんあるなかから選び出すこと（人やものにとらわれない）

選任

多くの人から条件に合った人物を選び、役目につかせること

互選

互いが互いを選んで、さらにある地位に選ぶこと

